国賠名 総監公舎「爆弾」事件冤罪国賠

原告 $F \cdot H$, $N \cdot K$, $S \cdot T$, $K \cdot T$, $T \cdot N$ ______ 原告代理人 後藤昌次郎・伊藤まゆ・大口昭彦・竹内康二・磯貝英男 被告

日本国、東京都、起訴検事 Y、捜査主任官 M

により別件・本件とも起訴。

事件の概要 1971年8月7日未明、警視総監公舎に「爆弾」を持って侵入した男を警備の警 官が発見したが、逮捕に失敗。三ヶ月後、原告らを架空の別件で逮捕、一部の自白

1983年3月9日、東京地裁で完全無罪、検察側控訴不能で無罪確定。

1986年3月8日、東京地裁に提訴(民事二六部に係属)。別件逮捕以前からのでっ ちあげ捜査全体、各逮捕、勾留、取り調べ、起訴、控訴維持の全過程に置ける被告 らの違法行為と責任を追及。

86年9月以来、刑事審における検察側隠匿証拠の提出をめぐるやりとり(結局 提出せず)。

89年9月~90年12月、原告側主張を展開、91年1月~95年1月、原告側再反論。 95年中は証拠整理。国に計300回余分の公判調書を含む刑事審記録を提出させ る。

96年3月から証人尋問を開始。

97年1月14日、一審は「警察官による違法な取り調べがあった」として、都 に300万円の賠償命令、しかし「起訴に違法はなかった」として国や個人への請 求は退けた。双方控訴。

2001年4月17日控訴棄却。

同年12月20日上告棄却。確定

結果 一部勝訴